

～ 草津白根火山関係（噴火警戒レベル引き上げに伴う）～ 草津温泉街の安全について（お知らせ）

令和7年8月4日に、気象庁による判定基準に基づいて、草津白根山（湯釜付近）における噴火警戒レベルがこれまでの「1」から「2」に引き上げられました。

草津町長としては、これまでのレベル1の段階時でも、災害対策基本法第63条の規定によって「人の生命又は身体に対する危険を防止する」ために、草津白根山火口周辺（火口から半径500mの範囲）の立ち入りを規制してきましたが、レベル2となった為、火口から1kmの範囲についての立ち入りを禁止することとなり、志賀草津高原ルート（国道292号）の一部がその範囲にかかるため、区間としては国道292号の殺生ゲートから渋峠ゲート（長野県境の万座三叉路ゲート）間8.5kmが「通行止め」になります。

草津町における草津白根山における火山対策については、常に気象庁が最新鋭の機器をもって観測、研究を行うと同時に、東京科学大学（旧東京工業大学）が50年以上前から調査研究を始め、昭和61年には観測所を設置し、継続した調査研究を行っております。

草津温泉街は、草津白根山（湯釜）から直線距離で約5km以上離れております。

草津白根山の水蒸気噴火の特徴としては、噴石を飛ばすエネルギーは約1km以内とされており、また噴火し続ける時間は30分程度とされています。

本白根山の噴火調査でも、ほぼ同様の事象であった事が検証されており、噴火規模は、小規模の水蒸気噴火とされています。また、草津白根山（湯釜付近）のレベル2の設定も水蒸気噴火の想定であり、マグマ噴火、火砕流の兆候は全くありません。マグマ噴火の兆候は比較的捉えやすいとされております。

仮に、万が一、噴火が発生したとしても、山の地形から、また、国によって昨年度までに防災のための泥流砂防ダム及び治山堰堤が殺生エリアに設置されたことから、草津温泉街にマグマや火砕流が到達することは有り得ません。

平成30年に本白根山の噴火があった際、同年6月15日には草津町民の皆様やお客様に対しましては、草津町として『安全宣言』を発表しましたが、以降、噴火以前と変わることなく、町民は日々平穏な暮らしをし、事業所の皆さんは活気溢れる姿でお客様を迎え入れております。

今回のレベル「2」の引き上げに関しましては、今後も関係機関と情報を共有しつつ、引き続き安全対策を行っていきますが、仮に噴火があったとしても草津町（草津温泉街）に被害が及ぶことはない（安全である）ことにつきまして、お知らせをします。

令和 7年 8月 4日

草 津 町 長 黒 岩 信 忠